

①

平成25年2月20日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 号議案 平成 2 5 年度埼玉県一般会計予算	1
第 2 号議案 平成 2 5 年度埼玉県公債費特別会計予算	30
第 3 号議案 平成 2 5 年度埼玉県証紙特別会計予算	33
第 4 号議案 平成 2 5 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	35
第 5 号議案 平成 2 5 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	37
第 6 号議案 平成 2 5 年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算	39
第 7 号議案 平成 2 5 年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	42
第 8 号議案 平成 2 5 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	44
第 9 号議案 平成 2 5 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	48
第 1 0 号議案 平成 2 5 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	50
第 1 1 号議案 平成 2 5 年度埼玉県用地事業特別会計予算	52
第 1 2 号議案 平成 2 5 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	54
第 1 3 号議案 平成 2 5 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	59
第 1 4 号議案 平成 2 5 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	62
第 1 5 号議案 平成 2 5 年度埼玉県病院事業会計予算	65
第 1 6 号議案 平成 2 5 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	74
第 1 7 号議案 平成 2 5 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	78

	頁
第 18 号議案 平成 25 年度埼玉県地域整備事業会計予算	84
第 19 号議案 平成 25 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	87

第1号議案

平成25年度埼玉県一般会計予算

平成25年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,675,715,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	649,000,000
	1 県 民 税	319,226,000
	2 事 業 税	99,085,000
	3 地 方 消 費 税	61,506,000
	4 不 動 産 取 得 税	14,843,000
	5 県 た ば こ 税	8,958,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,316,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,848,997
	8 軽 油 引 取 税	45,220,000
	9 自 動 車 税	86,964,000
	10 鉱 区 税	4,715
	11 狩 猟 税	27,273
	12 旧 法 に よ る 税	1,015
2 地 方 消 費 税 清 算 金		113,439,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	113,439,000

3 地 方 譲 与 税		90,094,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	85,800,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,046,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	247,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,979,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,979,000
5 地 方 交 付 税		176,300,000
	1 地 方 交 付 税	176,300,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,062,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,062,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		6,159,125
	1 分 担 金	136,292
	2 負 担 金	6,022,833
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,205,431
	1 使 用 料	4,930,680
	2 手 数 料	10,274,751

款	項	金額
9 国庫支出金		149,869,443
	1 国庫負担金	105,259,214
	2 国庫補助金	39,076,650
	3 委託金	5,533,579
10 財産収入		9,709,649
	1 財産運用収入	7,029,400
	2 財産売却収入	2,680,249
11 寄附金		122,312
	1 寄附金	122,312
12 繰入金		106,161,556
	1 特別会計繰入金	3,715,479
	2 基金繰入金	102,446,077
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		44,821,484
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,570,237

	2 預 金 利 子	73,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	6,415,485
	4 受 託 事 業 収 入	8,342,692
	5 収 益 事 業 収 入	14,799,783
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	40,000
	7 雑 入	12,580,287
15 県 債		308,292,000
	1 県 債	308,292,000
歳 入 合 計		1,675,715,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,086,748
	1 議 会 費	3,086,748
2 総 務 費		88,112,483
	1 総 務 管 理 費	21,076,530
	2 企 画 費	9,327,678
	3 県 民 費	7,412,848
	4 環 境 費	11,372,652
	5 徴 税 費	26,051,777
	6 市 町 村 振 興 費	5,627,969
	7 選 挙 費	2,504,509
	8 防 災 費	3,081,071
	9 統 計 調 査 費	1,060,023
	10 人 事 委 員 会 費	280,805
11 監 査 委 員 費	316,621	
3 民 生 費		290,846,940
	1 社 会 福 祉 費	216,317,221

	2 児 童 福 祉 費	61,024,757
	3 生 活 保 護 費	12,529,488
	4 災 害 救 助 費	975,474
4 衛 生 費		55,024,747
	1 公 衆 衛 生 費	31,565,670
	2 環 境 衛 生 費	1,340,773
	3 保 健 所 費	3,997,567
	4 医 薬 費	9,695,998
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,424,739
5 労 働 費		6,296,728
	1 労 政 費	2,747,641
	2 職 業 訓 練 費	3,386,587
	3 労 働 委 員 会 費	162,500
6 農 林 水 産 業 費		26,422,580
	1 農 業 費	9,896,609
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	345,968
	3 畜 産 業 費	1,133,305

款	項	金額
	4 林業費	4,886,767
	5 農地費	10,159,931
7 商工費		24,975,173
	1 商工業費	24,788,090
	2 観光費	187,083
8 土木費		110,064,339
	1 土木管理費	11,390,988
	2 道路橋りょう費	46,942,621
	3 河川費	28,224,072
	4 都市計画費	20,721,188
	5 住宅費	2,785,470
9 警察費		139,656,274
	1 警察管理費	128,725,757
	2 警察活動費	10,930,517
10 教育費		519,303,029
	1 教育総務費	70,462,080

	2 小 学 校 费	163,184,809
	3 中 学 校 费	99,885,760
	4 高 等 学 校 费	90,818,881
	5 特 别 支 援 学 校 费	37,505,935
	6 大 学 费	2,056,059
	7 私 立 学 校 费	49,322,652
	8 社 会 教 育 费	4,397,362
	9 保 健 体 育 费	1,669,491
11 灾 害 复 旧 费		41,257
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	29,837
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		261,224,971
	1 公 债 费	261,224,971
13 诸 支 出 金		150,159,731
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,341,731
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	56,348,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,200,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	2,180,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	393,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	58,102,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,680,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,800,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,101,000
	10 利 子 割 精 算 金	14,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,675,715,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	36,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	600,000	同	同上	同上
県有施設整備事業	2,980,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,628,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,794,000	同	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	57,000	同	同上	同上
省エネルギー設備等整備促進事業	174,000	同	同上	同上

緑の森博物館用地購入事業	39,000	同	上	同	上	同	上
身近な緑公有地化事業	68,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,512,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	97,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	51,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	1,310,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	4,207,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	116,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	532,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
保健所等低公害車整備事業	14,000	同上	同上	同上
精神保健福祉センター施設整備事業	39,000	同上	同上	同上
衛生研究所移転改修事業	3,404,000	同上	同上	同上
農林振興センター等低公害車整備事業	12,000	同上	同上	同上
農業大学校移転整備事業	2,551,000	同上	同上	同上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	44,000	同上	同上	同上

秩父高原牧場基盤整備事業	52,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	44,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	106,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	258,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	155,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	128,000	同	上	同	上	同	上
地すべり防止事業	54,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	853,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	796,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	34,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑のヘルシーロード整備事業	17,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
産業文化センター施設整備事業	889,000	同	同上	同上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	3,453,000	同	同上	同上
建築安全センター等低公害車整備事業	10,000	同	同上	同上
県単独道路建設事業	13,043,000	同	同上	同上
電線地中化（道路）整備事業	148,000	同	同上	同上
道路事業	5,205,000	同	同上	同上

県単独河川改修事業	5,624,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4,040,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	220,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	312,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	634,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	22,210,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	144,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	2,021,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	2,061,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	3,238,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	881,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
警察職員退職手当	700,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	46,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	2,180,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業	1,158,000	同上	同上	同上
教職員退職手当	4,200,000	同上	同上	同上
県立高等学校建設事業	5,294,000	同上	同上	同上

県立特別支援学校建設事業	168,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	742,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	157,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	734,000	同	上	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	875,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	202,100,000	同	上	同	上	同	上

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成25年度発行分）	平成25年度から 平成35年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成40年度まで	64,194
私立学校振興資金融資損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成35年度まで	34,250
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成45年度まで	259,330

事 項	期 間	限 度 額
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度	127
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
総合リハビリテーションセンターシステム開発	平成26年度	267,770
無担保無保証人資金損失補償（平成13年度保証分・平成25年度損失補償対象期間延長分）	平成25年度から平成33年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

<p>小規模事業資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から 平成43年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から 平成43年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から 平成40年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>

<p>企業活力強化資金損失補償（平成15年度保証分・平成25年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成25年度から平成33年度まで</p>	<p>県が行う企業活力強化資金（ただし、大口貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した金額の4分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から平成43年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から 平成40年度まで	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
借換資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から 平成43年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）</p>

		を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から平成40年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成18年度融資分・金融円滑化対応分）	平成26年度から平成30年度まで	22,230

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成20年度融資分・金融円滑化対応分）	平成26年度から平成35年度まで	417,425
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成40年度まで	3,618,255
中小企業組合エネルギー対策融資利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成35年度まで	200,000
勤労者支援資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から平成31年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業（平成25年度契約分）	平成26年度から平成27年度まで	820,189

農地保有合理化事業資金損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度から平成36年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成46年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成32年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度から平成32年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
卸売市場施設整備資金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成32年度まで	1,405

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成25年度借入分）	平成25年度から平成27年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
農業集落排水整備推進交付金（平成25年度施行分）	平成26年度から平成30年度まで	39,570
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成25年度取得分）	平成26年度から平成35年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成25年度借入分）	平成25年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

埼玉県道路公社借入金債務保証（平成25年度借入分）	平成25年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成26年度	970,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成26年度	200,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成25年度建設分）	平成26年度から平成49年度まで	370,652

第2号議案

平成25年度埼玉県公債費特別会計予算

平成25年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486,705,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		260,181,284
	1 一 般 会 計 繰 入 金	185,746,446
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,893,838
	3 基 金 繰 入 金	72,541,000

2 県	債		226,524,000	
		1 県	債	226,524,000
歳	入	合	計	486,705,284

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 公	債	費	486,705,284	
	1 公	債	費	486,705,284
歳	出	合	計	486,705,284

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成15年度及び平成20年度 発行県債償還金	225,324,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成15年度発行県債償還金	1,200,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第3号議案

平成25年度埼玉県証紙特別会計予算

平成25年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,109,419千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		18,109,418
	1 証 紙 収 入	18,109,418
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	18,109,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		18,096,419
	1 一 般 会 計 繰 出 金	18,096,419
2 返 還 金		13,000
	1 返 還 金	13,000
歳 出	合 計	18,109,419

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,472,269千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		60,247
	1 財 産 運 用 収 入	60,247
2 繰 入 金		7,300,000
	1 基 金 繰 入 金	7,300,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,112,021

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,112,021
歳 入	合 計	13,472,269

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,472,269
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,472,269
歳 出	合 計	13,472,269

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364,815千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		166,634
	1 国 庫 負 担 金	166,634
2 財 産 収 入		20,435
	1 財 産 運 用 収 入	20,435
3 繰 入 金		177,745
	1 基 金 繰 入 金	177,745
4 繰 越 金		1

款	項	金 額
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	364,815

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 災 害 救 助 事 業 費		364,815
	1 救 助 費	344,379
	2 基 金 積 立 金	20,436
歳 出	合 計	364,815

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第6号議案

平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ968,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		44,474
	1 繰 入 金	44,474
2 繰 越 金		568,034
	1 繰 越 金	568,034

款	項	金 額
3 諸 収 入		319,341
	1 貸 付 金 元 利 収 入	316,434
	2 預 金 利 子	77
	3 雑 入	2,830
4 県 債		36,682
	1 県 債	36,682
歳 入	合 計	968,531

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		968,531
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	968,531
歳 出	合 計	968,531

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	36,682	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第7号議案

平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709,672千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,044
	1 繰 入 金	7,044
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		600,628
	1 預 金 利 子	263
	2 貸 付 金 元 利 収 入	600,360
	3 雑 入	5
歳 入	合 計	709,672

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		707,672
	1 資金貸付費	707,672
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	709,672

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第8号議案

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,214千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		65,959
	1 繰 入 金	11,900
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	30,318

	4 県	債	23,740	
2 就農支援資金業務勘定収入			770	
	1 繰	入金	730	
	2 繰	越金	38	
	3 諸	収入	2	
3 農業改良資金貸付勘定収入			19,960	
	1 繰	越金	19,960	
4 農業改良資金業務勘定収入			2,525	
	1 繰	入金	2,271	
	2 繰	越金	248	
	3 諸	収入	6	
歳	入	合	計	89,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		65,959
	1 就農支援資金貸付費	65,959
2 就農支援資金業務勘定		770
	1 管理指導事務費	760
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		19,960
	1 農業改良資金貸付費	19,960
4 農業改良資金業務勘定		2,525
	1 管理指導事務費	2,325
	2 予備費	200
歳 出 合 計		89,214

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	23,740	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第9号議案

平成25年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成25年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,060千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	60
	2 繰越金	18,421
	3 諸収入	20,319
2 業務勘定収入		260
	1 繰越金	150
	2 諸収入	110
歳 入	合 計	39,060

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		260
	1 管 理 指 導 事 務 費	240
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	39,060

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成25年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成25年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,015千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,308
	1 財 産 運 用 収 入	1,308
2 繰 入 金		22,037
	1 繰 入 金	22,037
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		30,669

	1 貸付金元利収入	30,668
	2 雑入	1
歳入	合計	54,015

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		53,015
	1 本多静六博士育英事業費	53,015
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	54,015

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 1 号議案

平成 2 5 年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成 2 5 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,901,864千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		901,862
	1 財 産 運 用 収 入	51,256
	2 財 産 売 払 収 入	850,606
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,901,864

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,901,864
	1 用地事業費	1,901,864
歳出	合計	1,901,864

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第12号議案

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,698,806千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,306,988
	1 住 宅 使 用 料	8,306,988

2 国 庫 支 出 金		2,097,993
	1 国 庫 補 助 金	2,097,993
3 財 産 収 入		53,053
	1 財 産 運 用 収 入	53,053
4 繰 入 金		1,337,573
	1 繰 入 金	1,337,573
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		27,198
	1 敷 金 運 用 収 入	3,640
	2 雑 入	23,558
7 県 債		2,876,000
	1 県 債	2,876,000
歳 入 合 計		14,698,806

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,717,900
	1 住 宅 管 理 費	5,390,476
	2 住 宅 建 設 費	5,327,424
2 繰 出 金		3,490,434
	1 繰 出 金	3,490,434
3 公 債 費		480,472
	1 公 債 費	480,472
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,698,806

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成25年度公営住宅建設費	1,120,392	平成25年度	45,010
				平成26年度	78,517
				平成27年度	488,024
				平成28年度	508,841

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,876,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ711,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		647,671
	1 繰 入 金	647,671

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		64,047
	1 貸 付 金 元 利 収 入	63,518
	2 預 金 利 子	181
	3 雑 入	348
歳 入	合 計	711,720

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		711,720
	1 高等学校等奨学金事業費	711,720
歳 出	合 計	711,720

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第14号議案

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,453,196千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		95,318
	1 入 場 料 収 入	95,317
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29,853,940
	1 投 票 券 発 売 収 入	29,791,939
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		248,786

	1 財 産 運 用 収 入	248,785
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		255,150
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	255,148
歳 入 合 計		30,453,196

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		210,437
	1 公 営 競 技 総 務 費	210,437
2 公 営 競 技 事 業 費		29,936,976
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,936,976
3 繰 出 金		299,783
	1 繰 出 金	299,783
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		30,453,196

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成25年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	400床
小児医療センター	300床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	96,177人	84,179人
がんセンター	125,851	188,377
小児医療センター	89,352	136,835
精神医療センター	52,195	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	264 人	345 人
が ん セ ン タ ー	345	772
小 児 医 療 セ ン タ ー	245	561
精 神 医 療 セ ン タ ー	143	126

3 主なる建設改良事業 19,530,862 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	41,130,196 千円
第1項 医業収益	33,091,753 千円
第2項 医業外収益	8,038,442 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款	病院事業費用	43,424,666 千円
第1項	医業費用	42,682,798 千円
第2項	医業外費用	721,867 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,710,642千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,083千円、減債積立金89,752千円及び過年度分損益勘定留保資金4,595,807千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	15,849,563 千円
第1項	企業債	14,912,000 千円
第2項	他会計補助金	11,000 千円
第3項	他会計負担金	643,411 千円
第4項	固定資産売却代金	1 千円
第5項	国庫補助金	198,231 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	受託金	84,919 千円

支 出

第1款 資本的支出	20,560,205 千円
第1項 建設改良費	19,530,862 千円
第2項 開発費	264,499 千円
第3項 企業債償還金	764,844 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター ガス発電設備工事費	591,510	平成25年度	77,506
				平成26年度	272,996
				平成27年度	241,008
1 資本的支出	1 建設改良費	小児医療センター新病院建設費	31,774,818	平成25年度	588,536
				平成26年度	5,670,551
				平成27年度	25,340,098
				平成28年度	158,833
				平成29年度	16,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター新A病棟設計業務	平成26年度	174,083

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 14,912,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、10,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	20,683,350 千円
(2) 交際費	1,200 千円

(他会計からの補助金)

第10条 がんセンター新病院緑化事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,484,329千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類 器械備品

名称 医療用直線加速装置

数量 一式

種類 器械備品

名称 内視鏡手術統合管理システム

数量 一式

種 類 器械備品
名 称 内視鏡手術用支援装置
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 P E T - C T 装置
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 磁気共鳴画像診断装置（循環器・呼吸器病センター）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 磁気共鳴画像診断装置（がんセンター）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 血管 X 線撮影装置
数 量 一 式

種類 器械備品
名稱 X線CT裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 遠隔操作式密封小線源治療裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 SPECT-CT裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 注射藥自動抽出裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 採血管自動準備裝置
數量 一式

種 類 器械備品
名 称 手術用物品管理システム
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 治療計画X線CT装置
数 量 一 式

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第16号議案

平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	159 社
(2) 年間総給水量	71,961,000 m ³
(3) 一日平均給水量	197,156 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,081,733 千円
第1項 営業収益		2,012,687 千円
第2項 営業外収益		48,093 千円
第3項 特別利益		20,953 千円
	支	出
第1款 事業費		2,034,214 千円
第1項 営業費用		1,937,923 千円

第2項	営業外費用	92,290 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,687千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,085千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,431千円、建設改良積立金130,000千円、減債積立金142,224千円及び過年度分損益勘定留保資金54,947千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,269,555 千円
第1項	建設補助金	8,196 千円
第2項	長期貸付金償還金	1,254,000 千円
第3項	他会計補助金	972 千円
第4項	固定資産売却代金	6,386 千円
第5項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,635,242 千円
第1項	建設改良費	803,018 千円
第2項	長期貸付金	690,000 千円

第3項 企業債償還金

142,224 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	柿木浄水場排水処理施設等更新事業	3,356,224	平成25年度	59,324
				平成26年度	736,500
				平成27年度	1,689,380
				平成28年度	871,020

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

300,910 千円

(2) 交際費

40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,132千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,049千円と定める。

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第17号議案

平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	653,016,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,789,085 m ³
(4) 主なる建設工事	3,860,678 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			43,439,248 千円
第1項 営業収益			42,563,660 千円
第2項 営業外収益			875,587 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			42,107,707 千円

第1項	営業費用	35,575,057 千円
第2項	営業外費用	6,492,649 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,497,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額470,602千円、過年度分損益勘定留保資金14,198,188千円及び当年度分損益勘定留保資金2,828,564千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		10,678,560 千円
第1項	建設補助金		1,271,609 千円
第2項	企業債		5,151,000 千円
第3項	他会計出資金		3,343,258 千円
第4項	他会計補助金		222,007 千円
第5項	他会計からの長期借入金		690,000 千円
第6項	固定資産売却代金		1 千円
第7項	雑収入		685 千円
		支	出
第1款	資本的支出		28,175,914 千円

第1項	建設改良費	10,330,723 千円
第2項	企業債償還金	12,264,021 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,254,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,287,170 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	中継ポンプ所拡張整備事業	4,283,800	平成25年度	239,168
				平成26年度	2,282,802
				平成27年度	1,657,450
				平成28年度	104,380

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
吉見浄水場運転管理等業務委託	平成26年度から 平成30年度まで	1,063,715
大久保浄水場西部系共同幹線制水弁設備設置事業	平成26年度	205,260
庄和浄水場監視制御システム更新工事	平成26年度から 平成30年度まで	1,238,530
庄和浄水場消毒施設更新工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,235,365
行田浄水場3・4号濃縮槽搔寄機更新工事	平成26年度	255,000

事 項	期 間	限 度 額
行田浄水場硫酸注入機械設備設置事業	平成26年度	194,963
高坂中継ポンプ所電気設備更新工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,061,898

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,151,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,371,179 千円
(2) 交際費	520 千円
(他会計からの補助金)	

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,062,307千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,430千円と定める。

平成25年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第18号議案

平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

4,769,501 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			7,294,576 千円
第1項	営業収益			7,129,968 千円
第2項	営業外収益			93,462 千円
第3項	特別利益			71,146 千円
		支	出	
第1款	事業費			6,288,866 千円
第1項	営業費用			6,265,666 千円
第2項	営業外費用			3,199 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,014,604千円は、過年度分損益勘定留保資金2,014,604千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,006,897 千円
第1項 長期貸付金償還金		2,999,590 千円
第2項 他会計補助金		7,306 千円
第3項 雑収入		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,021,501 千円
第1項 建設改良費		4,769,501 千円
第2項 建設準備費		52,000 千円
第3項 予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	479,687 千円
(2) 交 際 費	290 千円
(他会計からの補助金)	

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,461千円である。

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第19号議案

平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	671,798,560 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,840,544 m ³
(4) 主なる建設工事	21,158,396 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		33,766,551 千円
第1項 営業収益		30,836,336 千円
第2項 営業外収益		2,930,214 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	33,671,394 千円
第1項	営 業 費 用	30,461,683 千円
第2項	営 業 外 費 用	3,148,710 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,881,793千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,104千円、過年度分損益勘定留保資金384,124千円、当年度分損益勘定留保資金4,452,565千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	23,542,758 千円
第1項	建 設 補 助 金	13,174,732 千円
第2項	建 設 負 担 金	4,394,117 千円
第3項	企 業 債	5,056,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	749,536 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	168,266 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	106 千円

支 出

第1款 資本的支出	28,424,551 千円
第1項 建設改良費	22,187,082 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	6,237,469 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度から 平成27年度まで	3,120,400
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度	2,000,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度から 平成27年度まで	4,015,000
中川流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度から 平成28年度まで	9,376,500
古利根川流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度	200,000

事 項	期 間	限 度 額
荒川上流流域下水道事業（平成25年度契約分）	平成26年度	100,000
利根川右岸流域下水道事業（平成25年度契約分）	平成26年度	807,500

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 5,056,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,135,407 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,096,537千円である。

平成25年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司